

大学共同利用機関法人自然科学研究機構基金事業室規則

令和4年12月22日
自機規則第42号

(目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第18条の10の規定に基づき、基金事業室の組織及び運営等について定めることを目的とする。

(業務)

第2条 基金事業室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 自然科学研究機構基金の受入れ、管理及び運用に関すること。
- 二 自然科学研究機構基金の連絡及び調整に関すること。
- 三 その他自然科学研究機構基金に関すること。

(組織)

第3条 基金事業室は、室長及び室員をもって組織する。

(室長)

第4条 室長は、基金事業室の業務を総括し、機構長が指名する理事又は副機構長をもって充てる。

2 室長に事故があるときは、あらかじめ室長の指名する者が、その職務を代理する。

(室員)

第5条 室員は、次の各号に掲げる者とし、機構長が任命する。

- 一 事務局研究協力課長
- 二 事務局の事務職員 若干名
- 三 機構が設置する大学共同利用機関、機構直轄研究施設及び岡崎統合事務センターの職員 若干名
- 四 その他室長が必要と認めた者 若干名

(任期)

第6条 前条第2号及び第3号の室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の室員の任期の途中で新たに任命された室員の任期は、他の室員の任期満了の日までとする。

(庶務)

第7条 基金事業室の庶務は、第5条第2号の室員において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、基金事業室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年5月22日改正）

この規則は、令和7年5月22日から施行し、令和7年4月1日から適用する。